

～ ご存知ですか？あなたの地域の見守り役～

民生委員・児童委員

だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくりのために



民生委員・児童委員は、支援を必要とする地域住民を見守り、必要に応じて専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。



民生委員・
児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で、無償のボランティアとして活動しています。
また、民生委員は児童委員を兼ねているため「民生委員・児童委員」と呼ばれています。



主任児童委員
とは

民生委員・児童委員の中には、児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」がいます。地域の子どもたちが安全に生活できるように学校や児童福祉関係機関などと連携して活動しています。



どんな人が
民生委員に
なっているの？

広く福祉に関心があり、地域活動やボランティア活動に理解のある方が、お住まいの自治（町）会から推薦されます。
（任期：3年間）



どのような流
れで民生委員
になるの？

- ①自治（町）会が候補者を推薦
- ↓
- ②市川市民生委員推薦会で審議し、千葉県知事に推薦
- ↓
- ③千葉県知事が候補者を国に推薦
- ↓
- ④厚生労働大臣が民生委員を委嘱



年齢要件

民生委員・児童委員	新任	原則72歳未満（地域の実情により78歳未満）
	再任	原則75歳未満（ // ）
主任児童委員	新任	原則55歳未満（地域の実情により65歳未満）
	再任	原則55歳未満（地域の実情により68歳未満）

こんな活動を
しています

地域で支援を必要としている方に対して、**見守り**や**訪問**を行っています。
相談内容に応じて、高齢者サポートセンターなどの専門
機関へつなぐなど、連携して活動をしています。

また、自治(町)会や地区社会福祉協議会と協力して、
地域の行事や多世代交流の場など、
「顔の見える地域づくり」の活動に参加しています。

具体的には…

(1) 担当区域内の住民の生活状況や福祉需要の把握

└ 地域の中で心配な方や不安な方がいないか、把握や見守りをします。
65歳以上で、民生委員の見守りを希望する一人暮らしの方に対し、
月に1回以上の訪問を行います。相談等で知れた個人情報、
守秘義務が課せられています。退任後も同様です。



(2) 地区民生委員・児童委員協議会や研修会への参加

└ 毎月1回、所属の地区民生委員・児童委員協議会に出席し、行政や関係機関から
の連絡や情報共有、意見交換などを行います。また、年5~6回程度、研修会へ
参加します。

(3) 行政や関係機関の事業に対する協力・調整

└ 行政や関係機関の事業に対する協力を行います。
支援を必要とする方々が適切なサービス提供を受けられるよう、関係機関との
調整を行います。

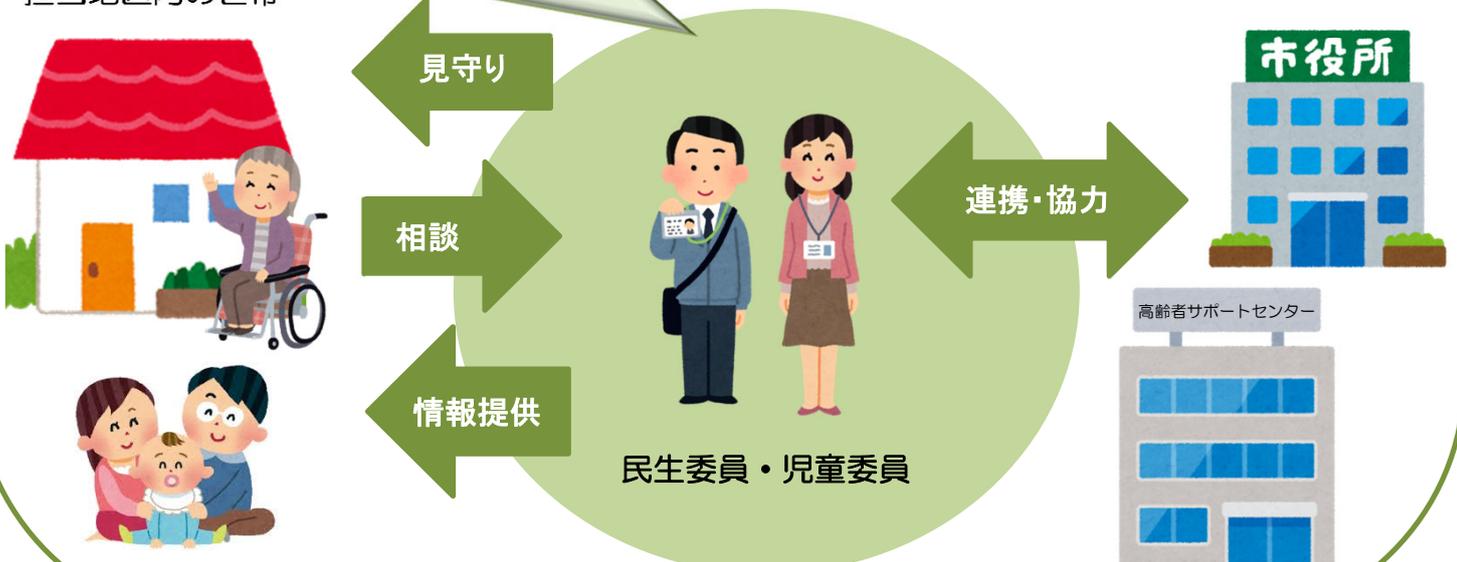
(4) 自治(町)会や地区社会福祉協議会への参加・協力

└ 自治(町)会の行事や、地域住民同士の支え合いを推進している
「地区社会福祉協議会」の活動に参加・協力をします。

民生委員・児童委員は、地域住民と行政・専門機関をつなぐ“パイプ役”です

担当地区内の世帯

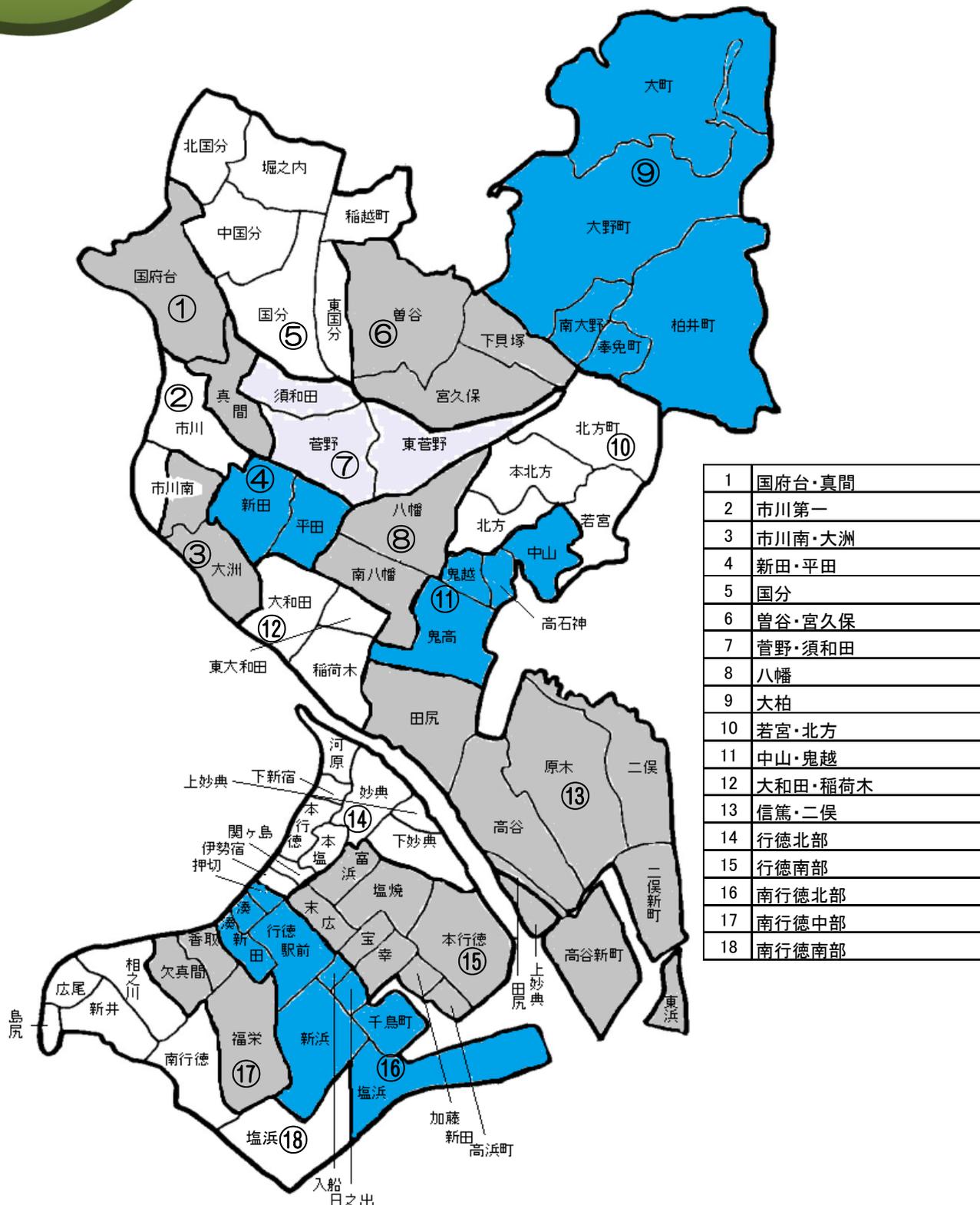
行政機関・専門機関



民生委員の
定数は

市町村ごとに定数が定められており、
市川市における定数は**464名**となっています。
(うち、児童福祉を専門とする主任児童委員が36名)
※令和7年12月1日時点

市内を**18の区域**にわけて活動しています。



民生委員・児童委員制度についての問合せ先

市川市 福祉部 地域共生課 民生委員担当
〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-712-8518 FAX 047-712-8789